

区協議会へ諮問すべき公用施設及び公の施設の設置又は廃止に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例(平成18年浜松市条例第78号)第11条第2項第6号に規定するその設置又は廃止に際して、区協議会の意見を聴かなければならない公用施設及び公の施設について、必要な事項を定める。

(諮問すべき公用施設及び公の施設)

第2条 前条の施設は、当該区の区域内にある市民サービスセンター、文化・スポーツ施設等、地域住民の生活に密接な関わりをもつものとする。

第3条 区長は、区政に関する事項を所管する部長と協議し、前条の施設の一覧表を作成しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。